

財政指標

財政の健全化に関する財政指標

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政破綻を未然に防止するため、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標を定めるとともに、破綻状態の「財政再生団体」とその一手手前の「早期健全化団体」となる数値基準を設定し、北海道夕張市のように財政が破綻してしまう前にできるだけ早期に財政健全化を把握し、改善に着手する制度です。

これらの指標は、公表を義務付けることで地方自治体の財政状況のチェック意識の向上が図られます。

旧制度

地方財政再建促進特別措置法

赤字団体の申し出により財政再建計画を策定

赤字比率5%以上の県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない。

【課題】

分かりやすい財政情報の公開等が不十分。

・再建団体の基準しかなく早期是正機能がない。

・普通会計を中心とした収支のみの指標で、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない。

・公営企業にも早期是正機能がない。

現行制度

財政の健全化に関する法律

指標整備と情報開示の徹底

・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標: 将来負担比率(公社、三セク等を含めた実質的負債による指標)

・監査委員の審査に付し議会に報告し公表

自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは総務大臣又は知事が勧告

国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

【財政指標における各種基準】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県:3.75% 市町村:11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
連結実質赤字比率	都道府県:8.75% 市町村:16.25~20%	都道府県:15% (注) 市町村:30%
実質公債費比率	25% (都道府県・市町村)	35% (都道府県・市町村)
将来負担比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	-
公営企業における資金不足比率	20%	-

市町村の基準値については各団体の財政規模に応じて算出する。

注 経過的基準引き上げ(市町村 平成21~22年度:40% 平成23年度:35% 平成24年度以降30%)

財政指標の公表は平成19年度決算から実施
計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用